

大統領経済諮問委員会年次報告書 2006 年版における
「経済における知的財産の役割」について
～ 知財に関し新たに章立て～

2006 年 2 月 17 日
JETRO NY 澤井、中山

2 月 13 日、大統領経済諮問委員会 (Council of Economic Advisors) から「2006 年版年次報告書 (Annual Report of the Council of Economic Advisors)」が公表された。この年次報告書は、三大教書の一つとして知られる、大統領が毎年発表する「大統領経済報告 (Economic Report of the President)」とともに議会に提出されたものである。全 11 章から構成される本報告書では、第 10 章において知的財産を取り上げている。

昨年版(2005 年版)の同報告書では、知的財産に関しては、通商問題を論じた章(チャプター)の中で、1 頁強程度取り上げられるのみであったが、今年版は、「経済における知財の役割 (The Role of Intellectual Property in the Economy)」と題された章を新たに章立てし、20 頁を割くなど、昨年に比し突出した扱いといえる。なお、特許や著作権などの知財の基礎を説明した上、民間シンクタンクなどによる定量分析を積極的に取り入れるなど、政策課題とともに知的財産の価値を分かり易く論じている点が特徴である¹。また、特許審査の重要性や行政上の付与後異議申立て制度の採用、故意侵害時の賠償額のあり方などの制度改革論にも言及するなど、今日の産業界や学会、ひいては議会の声にも応えるものである。また、知的財産に対する取り組みがクリントン政権に比し、不十分であるとの一部有識者の声を背景にしたともいえる。

本「経済における知財の役割 (The Role of Intellectual Property in the Economy)」と題された第 10 章の概要は、以下の通り。

同章は大きく分けて、以下の 5 つのセクションから構成されている。

1. 知財の特殊性 (Knowledge is Different from Other Types of Goods)
2. 知財の基礎 (Intellectual Property Rights Basics)
3. 知財と経済成長 (Intellectual Property, the American Economy, and Economic Growth)
4. 知財における政策課題 (Intellectual Property Policy Challenge)
5. 技術変化に応じた知財改革 (Technological Change and Intellectual Property Reform)

¹ http://www.usaforinnovation.org/news/ip_master.pdf

前半の第 1、第 2 セクションは、下記の通り、知的財産に対する入門的な記述となっているため概観し、これに続く第 3 セクション「知財と経済成長」、第 4 セクション「知財における政策課題」、及び、第 5 セクション「技術変化に応じた知財改革」について、それぞれに詳述する。

1. 知財の特殊性

最初のセクション「知財の特殊性」では、以下の経済的な特徴を示し、知的財産が他の一般的な財 (goods) とは異なり、特別なものであることを強調している。

非競合性 (消費者複数と同時に利用しても便益は減少しない: nonrival in consumption)

排除不可能 (消費者を便益享受から排除できない: nonexcludable)

2. 知財の基礎

第 2 セクション「知財の基礎」では、立法上権利として認められている知的財産権として、特許、著作権、商標、企業秘密を取り上げ、これらの権利の解説を行う。

特許 - アイディアの実現を保護

著作権 - アイディアの表現を保護

商標 - アイディア・製品・サービスを示すシンボル

企業秘密 - 特定組織内で秘密とされる知識 (ただし、特許、著作権、商標と同等の保護は受けられず、連邦法よりも州法での保護が一般的)

3. 知財と経済成長

< 概要 > 知財は、米国がまだ農業社会の時代から、産業経済、現在の情報時代を通じて、米国経済の成長に大きな役割を果たしている。特に、競争力が高い産業において知財は非常に重要な役割を果たし、また、米国経済の成長や輸出に大きく貢献している。

(1) 知財と米国経済

化学・製薬・情報技術・運輸などといった産業では、特許保護なしにはイノベーションの促進はなく、ソフトウェア・娯楽・出版・放送・通信業界でも、コンテンツの著作権保護が非常に重要となっている。これら、特許や著作権保護に大きく依存する業界は、「知財産業 (intellectual property industries)」として分類することができる。2003 年において、これら知財産業が GDP に占める割合は 17.3% で、民間経済活動の約 5 分の 1 となっている。

また、知財は、ブランド力や人材などと並んで企業が有する「無形資産 (intangible asset)」のひとつであるが、株式上場企業の価値のうち約 70% がこのような無形資産から生まれていると推計されている。株式上場企業の価値のうち、約 33% が、特許やソフト

ウェア、企業秘密といった知財によるものと見られており、米国の知財は全体で5兆ドル(約600兆円)にも達するものと考えられる。

さらに、ある調査によると、知財関連産業は、米国平均の約2倍の速さで成長し、知財関連産業の生産性向上だけでなく、米国全体の成長にも貢献しているという。また、対外輸出に占める割合も上昇しており、例えば、1991～2002年にかけて、著作権産業の輸出成長率が米国全体平均の輸出成長率を超えなかったのは1995年の1年のみとなっている。

しかし、知財保護期間が失効した後もそれを利用した知識や情報は様々に利用され、生産性向上につながっているため、知財が米国経済に果たす役割は、このようなデータで示されるものよりも実際はもっと大きなものといえる。このため、知財の重要性を考える際は、このような事実も考慮にいれるべきである。

(2) 知財保護と経済成長

知財保護は、技術革新と経済成長において重要な役割を果たしている。知財保護自身が経済成長に直接つながるわけではないが、知財保護により、研究開発を促進するインセンティブシステムが出来上がり、それがイノベーションを促進し、さらに、経済成長に結びつくことになる。ブラジルで行われた調査では民間企業377社のうち80%が、知財保護などの法的保護があれば、社内研究への投資を増加させると回答している。また、米国製造企業100社に対する調査では、特許がなければ、製薬産業で生まれた発明のうち約60%、また、化学産業で生まれた発明のうち約40%が開発されなかったであろうという結果が出ている。

最近の調査では、特許保護レベルが低い国では、GDPに占める研究開発投資の割合は約0.3%に過ぎず、特許保護レベルが高い国ではその割合が6倍になるという結果が出ており、知財保護と研究開発投資との間に関係があることが示されている。

知財保護が研究開発への投資を促進することで、創出される知識が増加し、同時にイノベーションのコストも低減される。また、イノベーション促進により、市場化される製品数も増え、よって、経済成長にさらに拍車がかかるのである。勿論、知財保護のみが経済成長を促進するのではなく、研究基盤や経済活動環境、知財監督機関の存在なども重要である。

4. 知財における政策課題

<概要> 技術や経済の変化により、現行の知財関連法が現状に合わなくなったり、知財保護や経済成長を推進するためにも関連法の修正が必要となることもある。プッシュ政

権では、関連政策を常に審議・実行することで、特許審査プロセスの効率化を進め、国際的に活躍する米国企業を支援し、さらに、偽造品の国内・国外流通を防止することを目指している。

ここでは政策課題として、特許付与プロセスの規範の向上、国際貿易における知財、技術変化に応じた知財改革の3つが挙げられている。

(1) 特許付与プロセスの規範の向上

特許は、著作権等の他の知的財産に比べ、広範な保護がなされている。それゆえ、特許のみが、その付与に先立ち公的な審査(formal review)が行われる。特許システムが技術進捗や経済成長にどれだけ貢献できるかは、審査プロセスが効率的であるかどうかにかかっている。間違えて特許が付与されたり、既存技術の利用コストが増えた場合、イノベーションが阻害されることがあるかもしれない。

2004年、USPTOは18万7170件の特許を認可しているが、通常、ごく少数の特許について、その特許性に疑義がとなえられたり、特許認可決定が覆されたりしている。特許要件を満たしていないとして特許の有効性に疑義を唱える場合、そのプロセスにはコスト・時間がかかることが多く、例えば、2,500万ドル以上の損害賠償が求められている特許関連訴訟においては、原告・被告それぞれが平均400万ドルを法廷費用として負担している。また、訴訟において特許の有効性に疑義を唱えるには約3.5年かかり、多くの場合、特許が認可されてから約8.5年目に訴訟が行われるという調査結果が出ている。つまり、元々特許性がないものについても、特許期間20年のうち12年にも及んで、特許として権利が付与されていることになる。

特許の有効性に疑義を唱えることは金銭的にもリスクがある。というのも、企業は特許無効を求めて訴訟することができないため、まず企業は、当該特許を侵害し、特許保有者が特許侵害訴訟を行うのを待って、初めて特許侵害に対する抗弁として特許の無効を主張することができる。しかし、故意による特許侵害であると判断されると損害賠償額が3倍となり、また、特許が無効であることを示すために「明確で確証的な証拠」を被告側が提出しなければならないなど、被告側に大きな負担がかかることになる。にもかかわらず、1989～1996年に行われた特許侵害訴訟のうち、46%について特許は無効であるという判断が出されている。

特許と市場競争をどうバランスさせればよいかを審議するため、2002年にFTCは、司法省のアンチトラスト部局と協力して、投資家、起業家、独占禁止関連組織や研究者からの意見を幅広く聞いている。これら専門家は、特許の質の低下により、イノベーション阻害が行われる懸念を指摘している。これを受けて2003年FTCは、これら問題を解決するための提言をまとめた報告書を提出した。ここで出された提言には、行政上の特

許付与後の異議申し立て制度を新設し、特許付与から一定期間に限り、企業が特許の有効性について異議申し立てを行う場を作ること、特許の存在を知らずながら特許侵害を行った場合の損害賠償額を3倍にするというリスクを低減すること、が含まれる。

(2) 国際貿易における知財

1980年代に知財は国際貿易の中での重要性を高めるようになった一方で、各国における知財の取り扱いの違いや、他国知財の利用や悪用という問題も出てくるようになった。1986年から1994年までのウルグアイラウンドでは、WTO加盟諸国の間で知財保護に関する交渉が行われた。ここから生まれたのがTRIPs(Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)である。TRIPsの元、非関税障害の撤廃によって貿易摩擦が緩和され、各国が知財法・規則等を公開することも定められた。

各加盟国の経済開発レベルによってTRIPs協定遵守が求められる経過措置が異なっており、発展途上国の場合、TRIPs合意が有効となった1995年より11年後の2006年が履行期限となっていた。しかし、これは現在、医薬品特許については2016年、その他については2013年7月までというように期限が延長されている。一方で、発展途上国の遵守がどれくらい効果があるかという懸念は存在し、また、2013年7月までに全面的遵守ができる発展途上国は一部のみではないかとも予測されている。

米国知財の偽造は海外で頻繁に行われており、中国だけで、2003・2004年の海賊品の割合は90%以上といわれている。ラテンアメリカの海賊品の割合は60%で、全世界におけるソフトウェア海賊品は約35%と業界では見積もっている。知財を利用する製品に大きく依存する米国企業にとってこれは大きな問題となっており、ソフトウェア海賊品によって米国企業が受けた損害は2004年だけで66億ドルに上っている。

これに対し、ブッシュ政権でも、2004年10月にSTOP!(Strategy Targeting Organized Piracy)イニシアティブを新設し、USTR、商務省、司法省、国家安全保障省、国務省といった連邦省庁との協力の上、国際貿易における米国知財の保護、海賊品の取り締まり、海賊品輸入に関わる犯罪者の摘発、諸外国との提携などを進めている。その他、司法省では、知財タスクフォース(Task Force on Intellectual Property)を設置し、司法長官室の下、ハッキングや知財を担当する部(Computer Hacking and Intellectual Property Units)を従来の5から18に増やし、知財やハイテク犯罪を専門とする検察官の数も229人にまで増やしている。また、USPTOにおいても、「世界知財アカデミー(Global Intellectual Property Rights Academy)」を設置し、海外の判事や執行官等に対して、知財に関するトレーニングを提供している。さらに、中国・インド・ブラジル・ロシアの米国大使館に知財担当の外交官を派遣し、海外に進出する米国企業の支援を行うほか、米国の知財政策の広報や、知財トレーニングを各国で実施することになる。最後に、ブッシュ政権では、米国知財の国際的保護を推進することを目的に、国際知財執行調整官(Coordinator for

International Intellectual Property Enforcement)と呼ばれるシニアレベルのオフィスを新設している。

5. 技術変化に応じた知財改革

技術変化によって、製品がより安く効率的に製造されるようになった一方で、知的財産権者が製品の配布に対して持つコントロールが薄れつつある。例えば、著作権のある音楽が、著作者の知らないところで自由・無料でインターネット上で交換されたり、正規版と見分けのつきにくい海賊版が製造・販売されるようになっている。また、偽の医薬品や欠陥のある製品など、模倣品は消費者に害をもたらす可能性も高く、また長期的に見ると、新しい製品から生まれる利益を削減し、ひいては画期的な製品を開発・製造しようとする企業のインセンティブを殺ぐため、イノベーションを阻害し、結果として消費者全体に悪影響をもたらすことになる。

2005年11月、知財保護の強化、罰則の厳格化、民事・刑事両方における調査機能の向上等を目指す「2005年知財保護法(Intellectual Property Protection Act of 2005)」案が政権より議会に提出された。これまでは知財侵害した物品を「販売」することにのみ罰則が規定されていたが、知財侵害した物品を無償で提供し、補助的製品の販売やサービス提供から利益を得るという手法も出てくるようになったため、この法案では「補助的製品の販売を含め、将来的に商業的な利益を得るために、知財侵害した物品を配布する」ことに対し罰則を与えるということにしている。さらに、製造コストが低下した現在では大量に模倣品・海賊版が生産されるようになっているが、大量の模倣品・海賊版の所有そのものは現在の法律では取締りの対象とはされず、物品販売という行為が行われて初めて犯罪行為として見なされることになる。このため、同法案では、現行法を改正し、「販売することを目的に特許侵害物品を保有する」ことを犯罪行為とすることで、偽造品の販売を防止することを狙っている。

結語

より明確でより強化された知的財産権は、米国経済の重要な構成要素をなし、経済成長を促すものである。この制度は、排他的な独占権を一定期間付与することにより、新たな発明をなしたものに恩恵を与え、これにより技術革新を促すこととなる。経済や技術の変化に応えることにより、知的財産法は、引き続き米国ひいては世界の経済成長を促すこととなる。

(了)